

くまもと子ども・子育てプランの概要

項 目

- 1 子ども・子育て支援新制度のポイント等**
- 2 くまもと子ども・子育てプランの概要**

1 子ども・子育て支援新制度のポイント等

— 平成27年4月からスタート —

- **消費税率引き上げによる増収分を活用し、質の向上と量の拡充を図る。**
- **市町村は、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、5年間を計画期間とする計画を策定し、事業を実施する。**
県は、市町村の計画を基に県の計画を策定し、市町村を支援する。

① 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び、市町村が地域の実情に応じて実施する小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設。

② 「地域子ども・子育て支援事業」の創設

利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど13の事業からなる「地域子ども・子育て支援事業」を創設し、地域の実情に応じた子ども・子育てを充実。

③ 子ども・子育て会議の設置

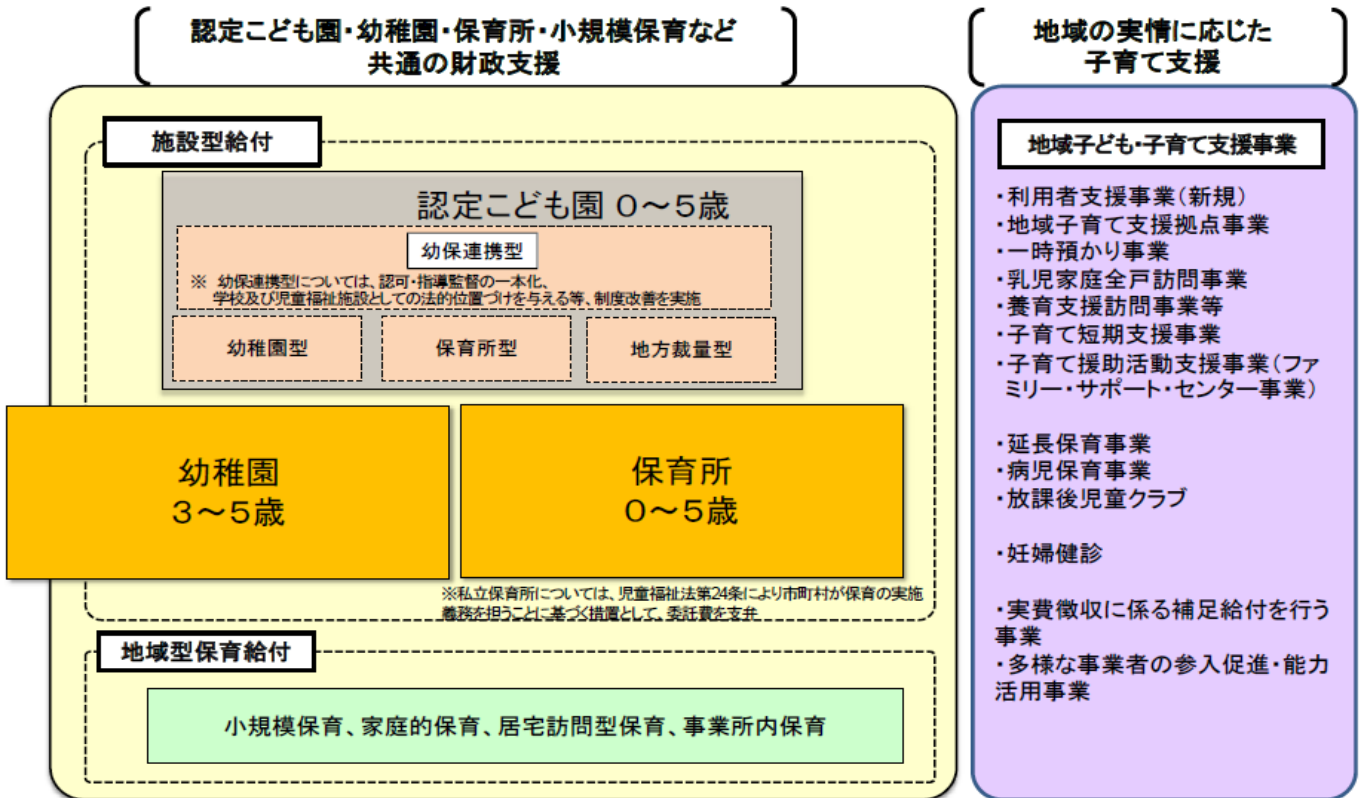
計画策定や子ども・子育て施策の実施に当たり、有識者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国・県・市町村に「子ども・子育て会議」を設置。

④ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認可・指導監督を一本化。

認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化。

子ども・子育て支援新制度の概要



国・地方の負担（補助）割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1/2	1/4	1/4	(注)
	公立	—	—	10/10	
地域型保育給付(公私共通)		1/2	1/4	1/4	
地域子ども・子育て支援事業		1/3	1/3	1/3	妊婦健康診査,延長保育事業(公立分)のみ市町村10/10

(注) 1号給付に係る国、地方の負担については、経過措置有。

2 くまもと子ども・子育てプランの概要

1 策定趣旨

- 県では、これまで次世代育成支援行動計画を策定し、地域における子育て支援や母子保健の充実、次世代育成に向けた意識づくりなど、各種施策を推進してきた。
- 平成24年8月に子ども・子育て支援法等が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度のもとで、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図り、地域の実情に応じて、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備していくこととされた。
- 県では、次世代育成支援の取組みを引き続き推進するとともに、平成27年度から施行されたこの新たな仕組みのもとで、子ども・子育て支援を更に充実するため、「くまもと子ども・子育てプラン」を策定。

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「熊本県子ども・子育て支援事業支援計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「熊本県次世代育成支援行動計画」として策定

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

4 計画の柱建て

計画の基本的事項

第1章 教育・保育等の推進

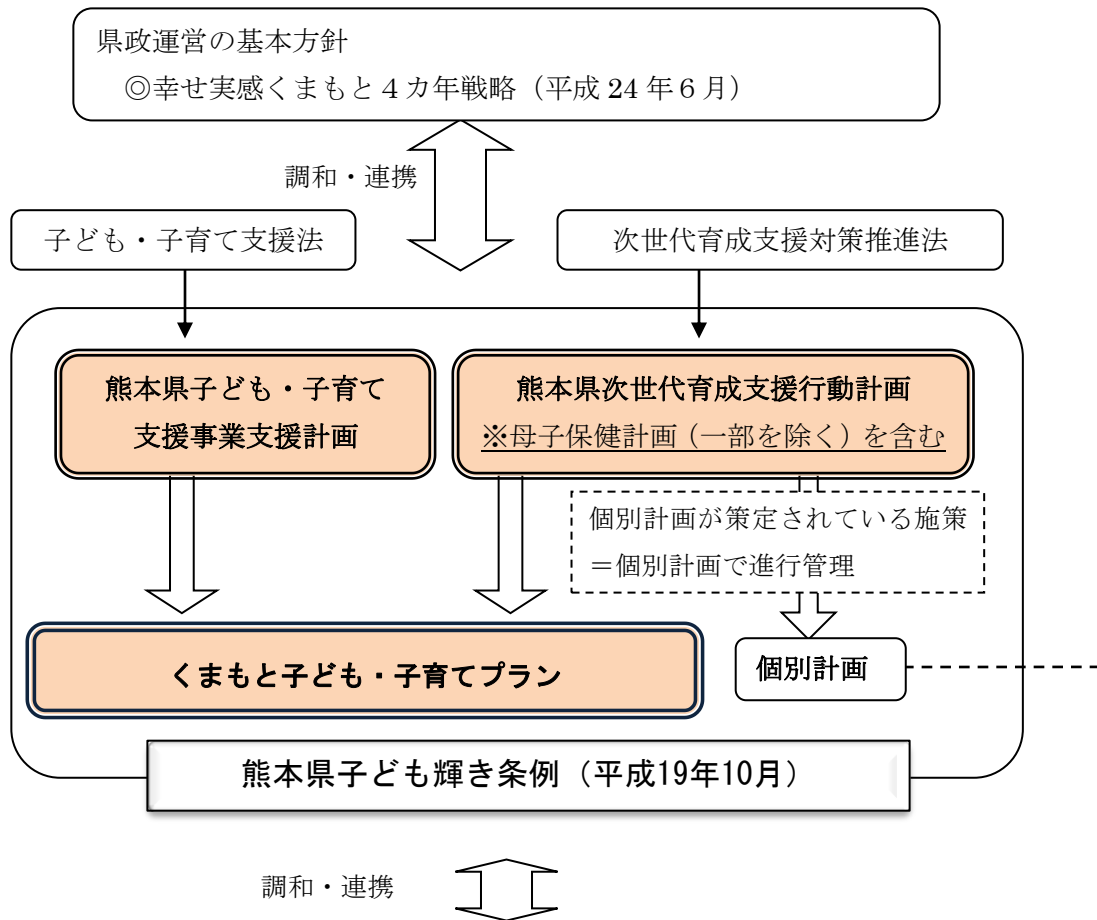
第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

5 策定までの経過

平成25年	11月	第1回熊本県子ども・子育て会議
平成26年	2月	第2回熊本県子ども・子育て会議
	8月	第3回熊本県子ども・子育て会議
	11月	第4回熊本県子ども・子育て会議
	12月	パブリック・コメント（～平成27年1月）
平成27年	2月	第5回熊本県子ども・子育て会議
	3月	策定

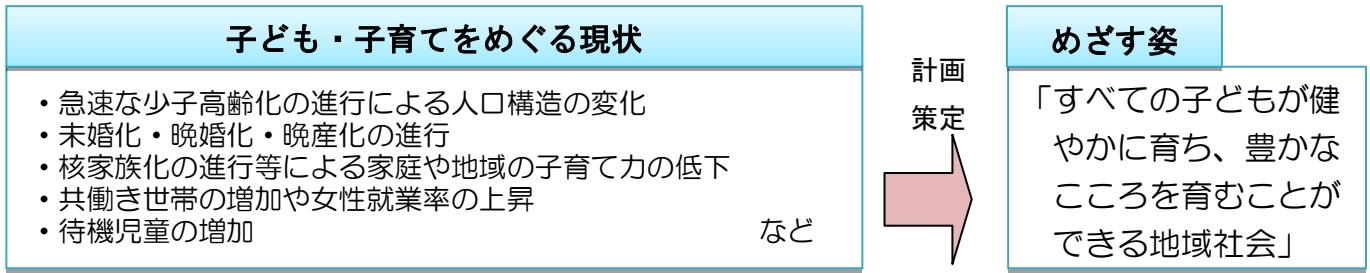
くまもと子ども・子育てプランの位置づけ



関連計画 「熊本県地域福祉支援計画」「熊本県教育振興基本計画」
「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」「熊本県障がい者計画」 など

- 個別計画**
- 青少年の健やかな育ちづくり
「熊本県教育振興基本計画」「『安全・安心くまもと』実現計画」
 - 健やかな育ちのための食生活・食育の推進、医療体制等の充実
「熊本県保健医療計画」「くまもと21ヘルスプラン」「熊本県健康食生活・食育推進計画」
 - 学校教育の充実
「熊本県教育振興基本計画」
 - 生活環境の整備、安全・安心なまちづくり
「熊本県住宅マスタープラン」「熊本県やさしいまちづくり推進計画」
「『安全・安心くまもと』実現計画」
 - 子どもが自立に向けて能力を発揮できる機会の充実、若年者の自立支援
「熊本県教育振興基本計画」「熊本県環境基本計画」「熊本県労働・人材育成計画」
など

くまもと子ども・子育てプラン概要(平成27年度～平成31年度)



第1章 教育・保育等の推進

第1節 区域の設定と量の見通し

1 区域の設定

各市町村が計画において定める設定区域を、県が定める区域として設定。

- 1 市町村1区域……42市町村
- 1 市町村複数区域……3市町

熊本市	1号認定	8区域、2・3号認定	27区域
天草市	1・2・3号認定	3区域	
菊陽町	1号認定	1区域、2・3号認定	2区域

2 幼児期の学校教育・保育

◆区域ごとの教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期

- 県全体の教育・保育ニーズのピークは平成27年度末。ほとんどの市町村において、平成27年度末よりも平成31年度末の見込みは減少する見込み。
- 教育・保育ニーズの増加に対しては、保育所の新設や、認定こども園への移行、地域型保育事業の実施等により供給を確保していく予定。
- 熊本市及びその周辺地域を中心に平成28年度までは待機児童が発生する可能性が高いが、教育ニーズを保育所で受け入れるなどの特別利用教育・保育や弾力運用等の対応により、早ければ平成29年度、遅くとも平成30年度には待機児童は解消される見通し。

◆県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

- 需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（基準を満たす場合）
 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 原則認可・認定しない

◆認定こども園の普及に関する考え方

- 市町村や事業者の意向を尊重しながら、可能な限り認可・認定を行う。

第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等（具体的施策）

1 児童虐待防止対策の充実	シンポジウムやキャンペーン等による意識醸成・啓発／関係機関のネットワーク強化／児童相談所の体制充実、専門性強化／人材育成及び市町村への支援 など
2 社会的養護体制の充実	里親・ファミリーホームなど家庭的養護の推進／児童養護施設等における専門的ケアの充実／児童福祉施設等における子どもの権利擁護 など
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	給付金による資格取得支援など就業支援策の推進／母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付など経済的支援の推進／面会交流や養育費確保の支援／子どもたちの学習の支援 など
4 障がい児施策の充実等	地域療育環境の整備・支援の充実／発達障がいに関する意識啓発、医療体制の充実、相談支援体制の充実／特別支援教育の充実 など
5 子どもの貧困対策の推進	学習支援など教育の支援／自立相談支援事業の実施や日常生活支援事業推進等による生活支援／保護者への就労支援／教育費負担の軽減による就学支援等の経済的支援 など

「安心して子どもを
生み育てることがで
きる地域社会」

基本的視点
○ 子どもの視点に立った支援
○ すべての子どもや子育て家庭を支援
○ 親育ちの過程を支援
○ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
○ 社会全体で支援

第2節 県の支援等の取組み

1 教育・保育施設の役割と連携の確保

- ◆教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携
 - 子どもの発達の一貫性を阻害しないよう、施設と事業者の連携を図る。
- ◆認定こども園、幼稚園及び保育所と小中学校との連携
 - 子どもの発達と学びの一貫性を確保する観点から、交流の機会の確保等を行う。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ◆市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業への県による支援
(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児事業など)
 - 市町村計画が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等を実施

3 教育・保育者等の確保及び資質の向上

- ◆教育・保育者等の確保及び資質の向上のために講ずる措置
 - 国の保育士確保プランを踏まえ、新たな保育士の育成・就業支援、潜在保育士の再就職支援、保育士の就業継続支援などに着実に取り組み、保育士を確保する。
 - 幼稚園教諭や保育士、放課後児童支援員などの専門性を高める研修会を開催し、資質の向上を図る。

4 保育サービスの充実

- ◆多子世帯の保育料軽減
 - 3人以上の子どもがいる多子世帯の保育料軽減を行う。
- ◆情報の公表
 - 保護者が施設等を選択しやすくなるよう、県HPで教育・保育情報を公表する。
また、教育・保育施設の自己評価、関係者評価、第三者評価等の実施を促進する。

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策 (具体的施策)

1 次世代育成に向けた意識づくり	「肥後っ子の日」の推進／「子育て応援の店・企業」の拡充／乳幼児とのふれあい体験の推進／学校や市町村、地域レベルでの男女共同参画意識づくりの推進 など
2 地域における子育ての支援	保育所・幼稚園などでの子育て支援活動の推進／「地域の縁がわ」取組推進／地域の寺子屋推進事業など地域で子どもを育てる支援体制の整備 など
3 家庭の教育力の向上	「くまもと家庭教育支援条例」の普及啓発／「親の学び」プログラムを活用した学習機会の提供／くまもと家庭教育10か条の周知、活用／子どもの基本的な生活習慣育成の推進 など
4 母子保健の充実	早産予防対策・極低出生体重児の支援体制の充実／不妊治療助成事業及び不妊相談の実施／慢性疾患を有する子どもと家族への支援推進／思春期保健対策の推進 など
5 仕事と生活の調和の推進	企業等を対象としたセミナー等の開催／一般事業主行動計画策定への取組促進／事業者等における男女共同参画の促進／再就職へのチャレンジ支援 など
6 総合的な放課後児童対策の推進	従事者・参画者への研修／放課後児童クラブ施設整備／放課後児童支援員の認定資格研修の実施／教育委員会との連携の促進 など